

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。

同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されたが、厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約2万5000人おり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6475人と報告されている。しかし、手術から数十年以上が経過しており、残っている資料は2割程度にとどまるとみられる。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。

現在、厚生労働省は当事者の救済に向け、都道府県及び市町村に対し実態調査を行っているが、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講ずるべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、当事者の心情に配慮しつつ、不妊手術を受けた個人が特定できるよう、できる限り幅広い資料の収集及び保全を図り、不妊手術の被害者に対する的確な救済措置を一刻も早く講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛（各 通）